

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第1・四】

(独立行政法人名:独立行政法人日本スポーツ振興センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
国立霞ヶ丘テニスコート電気料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	東京電力株式会社 東京都港区六本木6-8-10	電気の提供を行うことが可能な業者が東京電力株式会社だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	1,844,350	-	0	「電気ガス、ガス若しくは水又は電話に係る業務について、供給をうけるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)」に該当するため。	8	
国立霞ヶ丘競技場ガス料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	ガスの提供を行うことが可能な業者が東京ガス株式会社だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	23,939,031	-	0	「電気ガス、ガス若しくは水又は電話に係る業務について、供給をうけるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)」に該当するため。	8	
国立代々木競技場ガス料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	ガスの提供を行うことが可能な業者が東京ガス株式会社だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	28,859,711	-	0	「電気ガス、ガス若しくは水又は電話に係る業務について、供給をうけるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)」に該当するため。	8	
JISS・NTCガス料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	ガスの提供を行うことが可能な業者が東京ガス株式会社だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	66,281,964	-	0	「電気ガス、ガス若しくは水又は電話に係る業務について、供給をうけるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)」に該当するため。	8	
本部事務所ガス料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	ガスの提供を行うことが可能な業者が東京ガス株式会社だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	2,378,652	-	0	「電気ガス、ガス若しくは水又は電話に係る業務について、供給をうけるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)」に該当するため。	8	

国立霞ヶ丘競技場水道料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	東京都水道局新宿営業所 東京都新宿区内藤町87	水道の提供を行うことが可能な業者が東京都水道局だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	54,285,476	-	0	「電気ガス、ガス若しくは水又は電話に係る業務について、供給をうけるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）」に該当するため。	8	
国立代々木競技場水道料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	東京都水道局渋谷営業所 東京都渋谷区宇田川町1-1	水道の提供を行うことが可能な業者が東京都水道局だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	38,675,295	-	0	「電気ガス、ガス若しくは水又は電話に係る業務について、供給をうけるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）」に該当するため。	19	
JISS・NTC水道料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	東京都水道局北営業所 東京都北区上十条1-9-17	水道の提供を行うことが可能な業者が東京都水道局だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	87,007,950	-	0	「電気ガス、ガス若しくは水又は電話に係る業務について、供給をうけるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）」に該当するため。	8	
本部事務所水道料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	東京都水道局新宿営業所 東京都新宿区内藤町87	水道の提供を行うことが可能な業者が東京都水道局だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	3,431,449	-	0	「電気ガス、ガス若しくは水又は電話に係る業務について、供給をうけるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）」に該当するため。	8	
本部事務所後納郵便料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	日本郵政株式会社 新宿支店 東京都新宿区西新宿1-8-8	後納郵便の提供を行うことが可能な業者が日本郵政株式会社だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	2,054,720	-	0	郵便に関する料金（信書に係るもの。）ため。	9	
名古屋支所後納郵便料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	日本郵政株式会社 名古屋支店 愛知県名古屋市西区天神山町4-5	後納郵便の提供を行うことが可能な業者が日本郵政株式会社だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	1,869,960	-	0	郵便に関する料金（信書に係るもの。）ため。	9	

福岡支所後納郵便料	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	日本郵政株式会社 福岡支店 福岡県福岡市中央区天神4-3-1	後納郵便の提供を行うことが可能な業者が日本郵政株式会社だけのため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	1,635,400	-	0	郵便に関する料金(信書に係るもの)であって料金を後納するもの。)ため。	9	
日本放送協会(NHK)放送受信契約	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南二丁目2番1号	放送法第32条第1項の規定による放送受信契約(法令の規定により契約の相手方が一に定められるもの)ため、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	3,282,145	-	0	放送法第32条第1項の規定による放送受信契約(法令の規定により契約の相手方が一に定められるもの)ため。	1	
国有財産の売買契約	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 小野 清子 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	平成22年5月10日	国分任契約担当官 関東財務局東京財務事務所長 池田 潤	本件は、既に建物については現物出資されているナショナルトレーニングセンター屋内トレーニングセンター用地を取得するものであることから場所が限定され、契約相手方は所有者である国に限定される。以上のことから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	-	740,000,000	-	0	契約相手方は所有者である国に限定されるため。	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1～19)の番号を記載している。
 - 1: 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
 - 2: 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 3: 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - 4: 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 5: 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
 - 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
 - 7: 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - 8: 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
 - 9: 郵便に関する料金(信書に係るもの)であって料金を後納するもの。)
 - 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - 11: 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

13: 緊急の必要により競争に付することができない場合

14: 競争に付することが不利と認められる場合

15: 秘密の保持が必要とされている場合

16: 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合

17: 特例政令に相当する規定に該当する場合

18: 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約

19: その他、類型区分に分類できないもの